

第4章 館林市食品ロス削減推進計画

1. 食品ロスとは 2. 食品ロスを取り巻く状況

食品ロスとは 本来食べられるのにごみとして捨てられてしまう食品のことで、食べ物を捨てるという資源の浪費に加え、ごみ処理コストの増加や焼却処理によるCO₂排出量の増加等環境負荷につながっています。

世界の食品ロス削減目標

- 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

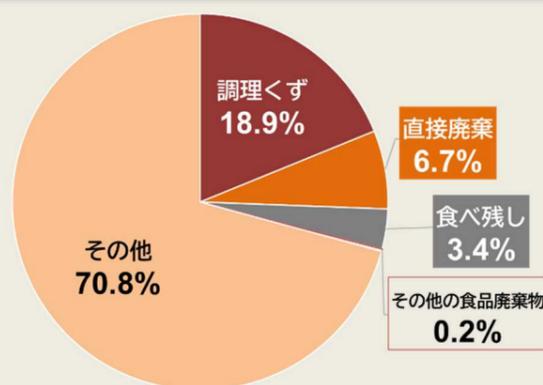
国の食品ロス削減目標

- 「食品リサイクル法」における基本方針では、事業系食品ロスを、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減させる目標を設定
- 「食品ロス削減推進法」が施行され、消費者を含めた食品ロスを削減するための行動の総合的な推進を目的に、食品関連事業者だけではなく国や地方公共団体の責務についても言及し、基本方針の策定や食品ロス削減に関する施策の基本事項について定める。

県の食品ロス削減目標

- 「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言5で食品ロス「ゼロ」の実現を掲げ、令和12(2030)年度までに令和元(2019)年度比で食品ロス発生量を3分の1削減する目標を設定

3. 本市の状況



本計画の策定に際して、令和4(2022)年9月8日(木)、9日(金)の2日間で、新宿一丁目(戸建て住宅、単身者向け集合住宅)、下三林町(農業地帯戸建て住宅)、日向町(ファミリー向け集合住宅)における可燃ごみの組成調査(サンプル調査)を行った結果、可燃ごみのうち、食品ロスに該当する直接廃棄が6.7%、食べ残し3.4%となっており、可燃ごみ全体の約10%が食品ロスとして排出されていると推察されます。令和3(2021)年度の可燃ごみ量は15,573t/年であることから、家庭から年間1,581t、1人1日当たりでは58gの食品ロスが発生していると推計されます。

4. 基本理念・基本方針 5. 目標値と取組内容

基本理念 「MOTTAINAI」(もったいない)の心で食品ロスをなくす

基本方針 方針1：消費行動を変える普及啓発の推進

すべての人が「MOTTAINAI」(もったいない)の心を持ち、食品ロスの削減に取り組むことが「あたりまえ」になるよう、心を動かし、消費行動を変える普及啓発を推進していきます。

目標達成に向けた取組

食品ロス発生状況の周知
食品ロス削減レシピの普及

方針2：公民連携による有効活用

食品ロスが発生した場合には、これを有効に活用することが重要です。まだ食べられるものであれば食品として、食べられないものであれば他の用途により、有効活用を推進していきます。

目標達成に向けた取組

「食べきり協力店」登録店舗数の拡大
フードバンクの活用
食品廃棄物の再生利用の検討

目標値 目標値は、県の考え方に準じて設定し、令和32(2050)年度の発生量ゼロを目指すこととし、令和3(2021)年度の発生量から、令和14(2032)年度は37.9%削減することを目標とします。

区分	現状(令和3年度)		目標(令和14年度)	
	(t/年)	g/人・日	(t/年)	g/人・日
食品ロス発生量	4,831	177	2,999	120
家庭系食品ロス発生量	1,581	58	981	39
事業系食品ロス発生量	3,250	119	2,017	81

館林市ごみ処理基本計画

【概要版】

「MOTTAINAI」(もったいない)の心を育み、みんなで取組む「ごみゼロ」のまち



令和5年2月
館林市

第1章 基本的事項

背景・目的	国・県の動向	環境に配慮した循環型社会の形成を推進するための社会システムの整備 食品ロス・プラスチックごみの削減への対応
	館林市の動向	「館林市第六次総合計画」（令和3年3月）、「第三次館林市環境基本計画」（令和2年2月）の策定や平成29年度からごみの広域共同処理を開始 ➡廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に基づき、「ごみ処理基本計画」に「食品ロス削減推進計画」を含めて、適正処理及び循環型社会の形成を推進することを目的に新たに策定。
計画期間	令和5（2023）年度から令和14（2032）年度の10年間	

第2章 市の概要

地域概要	人口の動向等	人口は減少傾向、世帯数は増加傾向、少子高齢化が進み、外国人人口が増加している
市総合計画における施策の方向	施策目的	ごみを減らして資源を生かす循環型のまちになる
	施策の方向	①ごみを減らす(産まない)仕組みづくり ②地域と行政が一体となった普及啓発 ③効率的なごみ処理施設の運営

第3章 ごみ処理基本計画／1.ごみを取り巻く社会情勢 2.ごみ処理の現状

関係法令 上位・関連計画	環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、各種リサイクル法等 【国】第四次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画 【県】第二次群馬県循環型社会づくり推進計画 【市】館林市第六次総合計画、第三次館林市環境基本計画				
ごみ処理の現状 (令和3年度)	ごみ総排出量	1人1日当たり排出量	リサイクル率	ごみ組成分析	ごみ処理経費
	25,637トン	935g/人・日	18.9%	紙類 37.5% 厨芥類 14.6%他	1,244,214 千円

課題

課題1 効果的な啓発の 仕組みの構築	課題2 ごみ排出抑制 の推進	課題3 分別徹底 の推進	課題4 ごみの資源化 の推進	課題5 事業系ごみ対策 の推進	課題6 安全で安定した 適正処理の推進	課題7 最終処分量の 削減を推進
--------------------------	----------------------	--------------------	----------------------	-----------------------	---------------------------	------------------------

第3章 ごみ処理基本計画／3.基本理念・基本方針等

基本理念

「MOTTAINAI」（もったいない）の心を育み、みんなで取組む「ごみゼロ」のまち

基本方針

方針1：みんなで学び取組む「ごみゼロ」の推進

市民・事業者が「ごみゼロ」の考えや取組み方を学び、実践できる環境をつくり、育む地域社会を構築します。

方針2：リデュース、リユースのライフスタイルの定着

市民・事業者・行政が一体となって、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）に取組み、生活や事業活動の中にリデュース・リユースの浸透を促進します。

方針3：何回も生まれ変わるリサイクルの推進

生まれてしまったごみは、可能な限りリサイクル（再生利用）し、資源として有効活用するなど、循環型社会を構築します。

方針4：安全・安心で効率的な処理の推進

やむを得ず発生してしまったごみは、分別区分の検討も含め、効率的で環境負荷の少ない収集と、処理を行っていきます。

また、広域処理による合理化とともに、エネルギー活用を推進します。

第3章 ごみ処理基本計画／4.ごみ処理基本計画 ー目標達成に向けた取組ー

目標達成に向けた取組		達成目標の設定	
方針1 みんなで学び取組む「ごみゼロ」の推進			
情報活用	教育、啓発活動の充実	中間目標 令和9（2027）年度	計画目標 令和14（2032）年度
	ホームページ・広報・分別アプリによる情報発信の充実	870g/人・日	804g/人・日
	分別アプリを活用した適正排出	7.0%削減	14.0%削減
	若年層や外国籍のかたにも届く情報提供方法の検討 実践を支援する参加型情報提供方法の検討		
方針2 リデュース、リユースのライフスタイルの定着			
普及啓発 (市民活動)	ごみの減量化・資源化の工夫について市民の発表の場の提供 地域に根差した減量化・資源化運動の推進	中間目標 令和9（2027）年度	計画目標 令和14（2032）年度
	分別収集を徹底することについて意見交換の実施 ごみ減量化に関する市民のイベントの支援	516g/人・日	442g/人・日
		12.5%削減	25.1%削減
ごみ発生抑制	生ごみの水切り・堆肥化によるごみの減量	1人1日当たり家庭系可燃・不燃ごみ排出量	
	リユースの推進	中間目標 令和9（2027）年度	計画目標 令和14（2032）年度
	使い捨て用品の使用抑制推進 再生品や詰め替え製品の使用推進	13.8 t/日	12.2 t/日
食品ロス削減	食品ロスの発生抑制	12.7%削減	22.8%削減
事業者連携	多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底 バイオマスの資源化と有効活用	資源化の目標 リサイクル率	
		中間目標 令和9（2027）年度	計画目標 令和14（2032）年度
普及啓発 (事業ごみ)	自己処理責任の徹底 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	22.6%	26.8%
	事業者責任における分別回収・リサイクルの推進 ごみ減量化に対する従業員教育の実施 減量化及び資源化の結果の公表	3.7ポイント向上	7.9ポイント向上
		最終処分 処分量	
その他	ごみ処理有料化制度の検討 先進事例の研究や近隣市町との連携を推進	中間目標 令和9（2027）年度	計画目標 令和14（2032）年度
		1,694t	1,454t
方針3 何回も生まれ変わるリサイクルの推進			
収集運搬	分別の徹底 新たな分別区分の検討 集団回収による資源回収の推進 公共施設等を使った拠点回収	中間目標 令和9（2027）年度	計画目標 令和14（2032）年度
	収集方法、運搬車両の見直し ごみステーションの適正管理	15.6%削減	27.5%削減
	高齢化に対応した市民サービスの充実 排出者責任の徹底 許可業者による収集と自己搬入	1人1日当たりごみ排出量	
		ごみの減量化を推進するため、目標値として設定しました。人口の影響が大きいため、1人1日あたりの排出量としています。	
		1人1日当たり家庭系可燃・不燃ごみ排出量	
資源化	プラスチック類の資源化の推進	資源物はリサイクルが基本となりますが、資源物以外のごみは適正処理が基本となります。家庭から排出される資源物以外のごみの減量化を推進するべく、目標値として設定しました。	
	適正処理の推進 民間活用の推進 資源化の拡充	1日あたり事業系ごみ排出量	
		事業所から排出される一般廃棄物の減量化を推進するべく、目標値として設定しました。	
方針4 安全・安心で効率的な処理の推進			
最終処分	埋立量の削減	リサイクル率	
	災害廃棄物の適正処理 廃棄物減量等推進審議会の開催	資源化率の向上を図るため、目標値として設定しました。	
その他	環境美化の推進 処理困難物対策	最終処分量	
		既存の最終処分場の延命化を図っていくことが重要であることから、目標値として設定しました。	
数値の積算方法			
可燃ごみや不燃ごみとして排出されている資源物の概ね75%が資源として分別され、食品ロスを概ね50%削減することを想定し、積算しました。			